

浜田市市民総合災害補償規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 17 号

浜田市市民総合災害補償規則

(趣旨)

第1条 この規則は、全国市長会市民総合賠償補償保険（以下「保険」という。）に加入することに伴い、市が行う補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(補償対象者)

第2条 補償の対象となる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める参加中又は活動中に、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡し、後遺障がい（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障がいを永久に残した状態をいう。）を生じ、又は入院し、若しくは通院したもの（以下「被災者」という。）とする。

(1) 市が主催する社会体育活動、文化活動等の社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他市が主催する活動及び行事等に参加中の者

(2) 市から業務委託を受けて活動中の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員、同法第17条に基づく一般職非常勤職員又は同法第22条に基づく臨時的任用職員として任用されていた者若しくは任用することができた者（以下「私人等」という。）

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入し、吸収し、又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒を含まないものとする。

(補償金額及び補償基準)

第3条 補償金額及び補償基準は、市が加入する保険において適用されるところとする。

(補償の適用除外)

第4条 直接であるか又は間接であるかにかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、補償の対象としない。

(1) 被災者の故意又は重大な過失（当該被災者の被った傷害に限る。）

(2) この規則に基づき死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失（その者が死亡給付金の一部の受取人である場合は、その者が受け取

るべき金額に限る。)

- (3) 被災者の自死行為、犯罪行為又は闘争行為（当該被災者の被った傷害に限る。）
 - (4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失（当該被災者の被った傷害に限る。）
 - (5) 被災者の妊娠、出産、早産又は流産
 - (6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置（補償金を支払うべき傷害の治療に係るものを除く。）
 - (7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染（当該環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故によるものである場合を除く。）
 - (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
 - (9) 地震、噴火又は津波
 - (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
 - (11) 前号に掲げるもの以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (12) スポーツを職業又は職務とする者が、職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故
 - (13) 被災者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間に生じた事故（当該被災者の被った傷害に限る。）
 - (14) 第 8 号から第 10 号までに掲げる事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 2 前項に規定するもののほか、被災者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合は、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるものであっても、補償の対象としない。

（この規則の適用除外）

第 5 条 この規則は、次に掲げる者には、適用しない。

- (1) 市の業務に従事中の職員（市が市の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含み、保険のうち補償保険

の対象となる私人等を除く。)

- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュアスポーツ団体で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校の学生若しくは生徒又は官公署、会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

（準用規定）

第 6 条 この規則に定めのない事項については、「全国市長会市民総合賠償補償保険特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ災害補償特約」、「施設災害補償特約」及び「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約」の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。